

(第二類 第二号)

第百八十三回国会
衆議院

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第十一号

(二四〇)

平成二十五年五月二十一日(火曜日)

午前八時三十分開議

出席委員

委員長 保岡 興治君

理事 石原 宏高君 理事 奥野 信亮君

理事 原田 義昭君 理事 平沢 勝榮君

理事 山田 宏君 理事 泉 健太君

理事 青山 周平君 理事 佐藤 茂樹君

理事 井野 俊郎君 理事 安藤 裕君

理事 大串 正樹君 理事 石川 昭政君

理事 熊田 裕通君 理事 大塚 拓君

理事 白須賀貴樹君 理事 今野 智博君

理事 田所 嘉徳君 理事 助田 重義君

理事 津島 淳君 理事 高橋ひなこ君

理事 長坂 康正君 理事 中村 裕之君

理事 藤井比早之君 理事 鳩山 邦夫君

理事 宮内 秀樹君 理事 前田 一男君

理事 務台 俊介君 理事 宮川 典子君

理事 岡田 克也君 理事 吉川 越君

理事 後藤 祐一君 理事 奥野総一郎君

理事 山井 和則君 理事 中根 康浩君

理事 坂元 大輔君 理事 井上 英孝君

理事 村上 政俊君 理事 丸山 穂高君

理事 國重 徹君 理事 井上 義久君

理事 佐々木憲昭君 理事 井出 庸生君

議員 逢沢 一郎君

議員 岩屋 毅君

議員 泉 健太君

議員 山田 宏君

議員 大口 善徳君

議員 北側 一雄君

議員 椎名 毅君

議員 塩川 鉄也君

議員 玉城デニー君

議員 吉川 元君

議員 坂本 哲志君

議員 高綱 直良君

議員 米田耕一郎君

議員 萩本 修君

議員 原 勝則君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

議員 岩尾 隆君

十名提出、衆法第一六号)

四月二十三日

小選挙区制廃止、消費税増税と結びつけた比例定数削減反対、抜本的な選挙制度改革に関する請願(穀田恵二君紹介)(第六二七号)

五月二十日

小選挙区制廃止、消費税増税と結びつけた比例定数削減反対、抜本的な選挙制度改革に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第七〇六号)

同(笠井亮君紹介)(第七〇七号)

同(穀田恵二君紹介)(第七〇八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第七〇九号)

同(志位和夫君紹介)(第七一〇号)

同(塩川鉄也君紹介)(第七一一号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

同(宮本岳志君紹介)(第七一三号)

衆議院議員選挙における選挙制度改革の推進を求める意見書(水戸市議会)(第一九三〇号)

衆議院議員選挙における中選挙区制の復活を求める意見書(高知市議会)(第一九三二号)

衆議院小選挙区の区切り改定についての意見書(熊本県宇城市議会)(第一九三三三号)

選挙制度改革の速やかな実現を求める意見書(前橋市議会)(第一九三三三三号)

政治活動に関する個人の寄付に関して、(政令指定都市以外の)市区町村議員とその長を推薦・支持する政治(後援)団体にも、国会議員などと同様に所得税額の控除が受けられるよう求める意見書(東京都町田市議会)(第一九三四号)

地方議員選挙にも規定ビラの使用を認めるよう、公職選挙法の改正を求める意見書(東京都町田市議会)(第一九三五号)

は本委員会に参考送付された。

同日

補欠選任

白須賀貴樹君

高橋ひなこ君

津島 淳君

務台 俊介君

後藤 祐一君

玉城デニー君

同日

補欠選任

青山 周平君

熊田 裕通君

津島 淳君

前田 一男君

後藤 祐一君

玉城デニー君

同日

補欠選任

務台 俊介君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

第二類第二号 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第十一号 平成二十五年五月二十一日

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外)

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外)

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

○**達沢議員** たいだいま議題となりました成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党、公明党及び民主党、無所属クラブ、日本維新の会、みんなの党、日本共産党、生活の党、社会民主党・市民連合を代表いたしましたして、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、本法律案の趣旨について申し上げます。本案は、成年被後見人の選挙権等を回復するとともに、あわせて、選挙等の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の要件の適正化等の措置を講じようとするものであります。

次に、本法律案の主な内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、公職選挙法について、成年被後見人は選挙権及び被選挙権を有しないものとする規定を削除することとしたしております。

また、代理投票の要件に関して、「身体の故障又は文盲」とされている条文上の表現を「心身の故障その他の事由」に改めること、代理投票における補助者は、投票管理者が投票所の事務に従事する者のうちから定めるものとする事及び不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせる事その他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならぬものとする事としております。

第二に、電磁的記録式投票法について、公職選挙法と同様、電磁的記録式投票機による代理投票の適正化等を図ることとしたしております。

第三に、憲法改正国民投票法について、公職選挙法と同様、成年被後見人に係る投票権の欠格条項の削除並びに代理投票における補助者の要件の適正化等及び不在者投票における公正確保の努力義務を設けることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行し、施行日後に公示、告示される選挙について適用することとしたしております。

以上が、本法律案の趣旨及び内容でございます。

何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○**保岡委員長** これにて趣旨の説明は終わりました。

○**保岡委員長** この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として警察庁刑事局長高綱直良君、総務省自治行政局選挙部長米田耕一郎君、法務省大臣官房審議官秋本修君及び厚生労働省老健局長原勝則君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○**保岡委員長** 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○**保岡委員長** これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。國重徹君。

○**國重委員** 公明党の國重徹です。よろしくお願ひいたします。

約二カ月前の三月十八日、東京地裁における選挙権確認請求事件で勝訴されました名児耶匠さん御一家と私たち公明党の議員がお会いする機会がございました。判決言い渡しの四日後です。

その中で、私の胸に深く刻まれておりますのが、そこにおります我が党の北側副代表が、その冒頭に深々と頭を下げられまして、立法院にいる者として、まずおわびをしなければなりません、この裁判をきっかけに、その結論を尊重して、最終解決ができるようにしないとイケないと。本堂に一言の言いわけもせずに真摯に謝罪をして、る決意を述べられたこと、手前みそですけれど、私はそこにすごく胸を打たれました。

そして、名児耶さんが、成年後見制度を利用して選挙権がなくなつたことについて、自分が否定されたようで寂しい感じがしたという趣旨

のことをおつしやられて、今回、勝訴判決について一家を挙げて非常に喜んでおられる姿を見まして、私も、新人の国会議員でありますけれども、大変申しわけないというふうな思いとともに、これほどまでに選挙権、この一票ということにこだわりを持たれていることに非常に感銘を受けました。

そもそも、能力によって選挙権を制限することができるのか、その能力の判断基準は一体何なのか。また、日本では、成年後見制度を考へるべき対象者というのが約四百五十万人いると言われるのですけれども、昨年末時点の成年被後見人は、その中でわずか約十三万六千人。同じ能力の人が、成年後見制度を申し立てると選挙権がなくなつてしまふ、申し立てないと選挙権がある、明らかにおかし。

判決文の結論部分には、成年被後見人は選挙権を有しないとした公職選挙法十一条一項一号は、憲法十五条一項及び三項、四十三条一項並びに四十四条ただし書きに違反するものであり、無効であると云わざるを得ない、こう結論部分に書かれております。

今、憲法改正論議とかさまざまなされておりますが、国家権力、多数派の少数派に対する人権侵害また理不尽は許さない。立法院にいる私が言うのは不適切な表現になるかもしれませんが、少数者の人権の最後のとりでとしての役割を憲法として裁判所が果たした評価すべき妥当な判決であるというふうに思っています。

選挙権は、国民主権原理に基づく議会制民主主義の根幹をなすものです。社会的に弱い立場にある人たちが、この人たちの思いのこもつた一票を国に届けないで何が民主主義か。

その後、自民、公明の与党両党で、成年被後見人と選挙権に関するプロジェクトチームが発足しました。私もその一員として携わらせていただきました。そして、熱い議論を交わしてまいりました。そして、今回、与野党共同で法案として提出することができました。

与党プロジェクトチームの自民党の座長また公明党の座長、きょうここにお越しいただいておりますので、それぞれから今回の法案提出に至つた思いについて述べていただきたいというふうに思います。

○**北側議員** 提出者の北側一雄でございます。今、國重委員の方からお話がありましたように、ことしの三月の十四日に東京地裁の判決で、公選法の十一条一項一号、これは違憲無効であるといつたしまして、原告の名児耶さんの選挙権の回復を確認する判決がなされました。

そもそも、この成年後見制度というのは、一九九九年に法律が成立いたしました。二〇〇〇年の四月から施行されております。それまでは、御承知のとおり、禁治産制度というのが明治以来あつたわけですね。この禁治産制度に対する反省といえますか、そこを通じてできたのが、この成年後見制度です。

この成年後見制度の趣旨というのは、高齢であつたり、また障害をお持ちで、事理弁識能力に欠けるところがある方々について、その財産を保護していただくという趣旨でできた制度なんです。その哲学というのは、禁治産制度と全く異なりまして、そういう障害をお持ちの方々の能力というものをできるだけ活用していただく、また、自主的な決定能力というものをできるだけ尊重していただく、さらには、ノーマライゼーションといまして、障害をお持ちの方も、また健常者の方も一緒に生活をしていく、一緒に社会生活を営んでいく、そういう社会にしていこう、こういう理念に基づいた制度がこの成年後見制度でございます。

この成年後見制度ができて、そのときに、実を言いますと、禁治産者は法律の中に欠格事由がたくさん掲げられておりました、それを見直したいとして、かなり多くの欠格事由が排除されたんですね、廃止されました。ところが、そのとき、残念ながら、今思えば残念ながらなんですけれども、この公選法の十一条

一項一号の、その前は禁治産者が選挙権を失うという規定であったのが、成年被後見人は選挙権及び被選挙権を失うという趣旨の規定がそのまま残ってしまったわけでございます。

この成年後見制度の趣旨からしたら、私は、もともと早く選挙権の回復というのをしなければいけないかなというふうな改め、特に名見郎さんのお話なんかを聞かせていただいて、この方がそういう選挙権行使できるような判断能力がないとはとても思えない。

そもそも、成年後見制度とは財産保護の制度です。それを借用して、選挙権があるかないか、このような極めて重要な国民の権利についての判断を、一律になくしていく、このような規定についてはやはり大変大きな問題があったと思います。

言うまでもございませんが、選挙権というのは議会制民主主義の根幹にかかわる権利でございます。私どもも国政に身を置く人間としては、この問題については極めて敏感でなければいけなかったにもかかわらず、二〇〇〇年以降、十数年の間放置をされてきて、選挙権行使ができなかった。

名見郎さんの場合は、十年ぐらい前までは選挙権は常に行使して、選挙に行っていたらしいです。ところが、後見指定されて被後見人になった途端に選挙権が失われてしまう、このような事態になったわけでございます。

被後見人の方々は、極めて多様でございます。極めて多様で、十分に選挙権行使ができる能力をお持ちの方もたくさんいらっしゃるというふうな思っております。ぜひ、この国会でこの法律を成立させていただきまして、できましたら、この夏の参議院選挙に選挙権行使ができますように、皆様の御協力をいただきまして、御理解をいただきたいところでございます。

○達沢議員 今、公明党の北側先生から、経緯にも触れていただきながら、詳しく答弁をいただきたいところでございます。

本来ならば、禁治産者から成年後見制度に移行

する段階で、我々立法府が努力を行って、欠格事項を削除しておくべきだった。今にして思えばということにもなるわけですが、そういう意味からいいますと、私自身も、あの裁判を契機に、深くこの問題に向き合ひながら、そのような反省の念を持ったところでございます。

成年被後見人の方々は、十六万を超える多くの方々がその制度を活用しておられる。認知症の方々は精神障害、知的障害、そういう障害をお持ちの方々が中心でございますが、中には多様でございます。財産の保護でありますとか、あるいは処分、それにかかわる契約等については、いささかこれは不安がある、心配がある、したがって成年被後見人の立場を選択される。しかし、生活全般について判断する能力が全ての分野において欠けているかという、決してそういうわけではない。まさに名見郎さんのケースがそういうケースに当たられたらどうかというふうに思っています。

そういうことに思いをいたしますとき、この十一年一条を一旦削除する形で、成年被後見人の方々に堂々と胸を張って選挙権行使していただく、そう判断するのが妥当であるということには絶対の確信といたしますか信念といたしますか、そういうものを持たせていただくに至った、このように申し上げたいと思っております。

○國重委員 ありがとうございます。時間の関係で、質問をさまざま用意してまいりましたけれども飛ばしていきたくと思っております。先ほど、成年後見制度の理念についても申し上げておりましたが、我々が党として明記していただきましたけれども、成年後見制度の利用促進についてこれまで積極的に取り組んでまいりました。その現状について伺いたいと思っております。

○大口議員 公明党の大口でございます。成年後見制度、今委員もおっしゃいましたように、大体、認知症の方が三百万人以上、そして精神障害の方も三百万人ぐらい、あるいは知的障害の方、十八歳以上で四十二万人いらっしゃると思います。それに比べますと、成年後見制度、保佐、補助等を含めましても、二十六万件ぐらいしか累計では申し立てられていません。非常にその利用が滞っている。

その背景は、成年後見制度自体よく知られていないということもありますし、それから、何となくいってしまっても、選挙権を失うということが相当この利用の障害になっている。こういうこともありまして、私も、二〇一〇年の十二月に、公明党の中に成年後見制度促進プロジェクトチームを発足させていただきました。そして、昨年の七月に法律案の骨子もまとめさせていただいたわけでございます。

その中で、やはりちゃんと内閣府に成年後見利用促進会議をつくり、また有識者の委員会もつくって基本方針を定め、そしてまた、地方におきましては基本計画を定めまして、それで、この利用の促進、それから被後見人の、今回の問題であります権利制限に係る制度の見直し、あるいは成年後見人の担い手の確保、こういうものを盛り込ませていただいたところでございます。

今回の改正というものは、そういう点で、成年後見制度を利用する大きな障害になっているものを取り除く結果になる、こう考えております。

○國重委員 よくわかりました。またしつかりと成年後見制度の利用促進を進めてまいりたいというふうに思っています。

次に、今回の改正で、公選法四十八条一項の規定の「身体の故障又は文盲」の文言から「心身の故障その他の事由」に変わりましたが、その「心身の故障その他の事由」の意味と、この改正の趣旨について伺います。

○大口議員 四十八条の一項は、現行法におきましては、「身体の故障又は文盲により」となっていたわけでございます。しかし、このことを今度、「心身の故障その他の事由」ということに変更をしたわけですが、代理投票を利用できる範囲の変更はするものではございません。

文盲というのは、本来、文字の読めない人の意図でありまして、公職選挙法の逐条解説書によれば、自書能力またはこれにかわるべき点字による記載能力のない全ての者を含む広い概念として解釈されているところでございます。

また、それに沿った運用がなされているものと承知しております。すなわち、これまで、知的障害等により自書能力のない者に対しては代理投票が認められてきたと承知しているところでございます。

そこで、このような実態を踏まえて、用語の明確化を図るとともに、文盲という言葉が現在では用語として適切でないのではないか、こういう指摘もありません。その他の事由には、学習機会がなかった等により文字が書けない場合が含まれることから、現行法上の文盲に当たる者は、全て「心身の故障その他の事由」に含まれることとなります。

○國重委員 これは今回の改正とは直接のかかわりがあるものではございませんけれども、認知症の高齢者、また知的障害者の選挙権を悪用した事件が全国的に起きてきているというふうな言われております。判断能力の欠如につけ込んだ、第三者が特定の候補者に投票するよう不正に働きかけた、こういうような不正というのが、二〇一一年までの五年間に公職選挙法違反で二十五件立件されている、知的障害者の施設で、施設側が入所者に投票先を指示する事件も起きているというふうなことが新聞記事に掲載されております。

認知症の高齢者、知的障害者の選挙権を悪用した事件、どのような犯罪統計なのか、また、これに対してこれまでどのような対策をとってきたのか、これについて伺います。

○高橋政府参考人 御指摘の記事にございます二十五件という数字が犯罪統計のいかなる部分を取り上げたものであるかにつきましては、確定的なことは申し上げられませんが、犯罪統計中の違反態様に、投票の秘密侵害、投票干渉という区分がございます。この検挙件数につきまして、二〇〇七年から二〇一一年まで五年間の数字を合計いた

そのようなことで、平成二十三年十二月に報告されました常時啓発事業のあり方等研究会というものの報告書におきまして、子供たちの政治意識の醸成は各国の共通課題である、諸外国の事例も参考に、学校教育と選挙管理委員会、地域が連携し、参加体験型の学習を充実させることが必要というふうな報告をされたところでございます。

実際、幾つかの中学校、高校におきましては、このような、主体的に政治に参加する意義についての学習が既に行われている。実際の指導に当たっては、模擬投票を取り入れている例もあるというふうな承知しております。

健常者が今のところ主だと思えますけれども、このような取り組みも参考としまして、関係省庁と連携をした上で、障害児教育のみならず各学校の現場で、子供たちが政治参加や選挙の意義について学ぶことができる機会をふやしていく努力をしてまいりたいと存じます。

○中根(康)委員 この法案がつけられるまでの間に不正投票というふうなものいろいろと心配をされておつて、そのことを防止するような内容も盛り込まれているわけでありませうけれども、不正投票を行うのは障害者本人ではないんです。その周りの方々が、さまざまな悪意を持って、結果的に不正投票というふうなことになるというふうなことでありますので、このあたりの認識だけはしっかりと提案者の皆様方も御理解をいただくようお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○保岡委員長 次に、村上政俊君。

○村上(政)委員 日本維新の会の村上政俊です。

三月十四日の東京地裁の判決を受けてまして約二カ月で、この国会の場においてこうした成年被後見人の選挙権の回復について議論ができるということは、今回、与野党八党あわせて提出するわけですけれども、我々国会議員として、非常に前向きな仕事のやり方であるというふうな私自身認識しております。

先ほど、審議の中で多くの委員の方々がおっしゃってられるとおり、選挙権というのは我々の基本的な人権の最も重要なものの一つでありますので、この審議の中でさまざまな問題点あるいは課題について明らかにしていきたいというふうな考えをしております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

一つ目として、まずは、我が国の今回の法改正において、成年被後見人に一律に選挙権を認める理由についてお尋ねしたいというふうな思いです。

一律に認めていない海外の例として、例えばフランスでは、裁判官が医師の意見を聞きながら、成年後見開始のときに、選挙権を認めるかどうかということを判断している。あるいはドイツでは、世話人、我が国の後見人に当たる制度でありますけれども、この世話人が選任される際に裁判所が世話人の権限として選挙権を行使できるかどうかということ判断している。こういった事例があるわけです。

我が国においては、今回、公職選挙法の第十一条一項の一号において、一号の規定を削除する、その削除によつて選挙権を一律に認めるということになります。この一律に成年被後見人に選挙権を認める理由について、まずはお伺いしたいと思います。

○山田(忠)議員 村上委員の御質問にお答えします。

先ほど提出者の方から答弁をさせていただきましたように、そういった外国の事例があることは承知しております。また、この法案を作成する段階において、そういったことについても検討したところでございます。

ところが、やはり、選挙権を行使するに足る能力といったものをどのように定義するのかということは大変難しいということ、また、仮に定義ができたとしても、一体誰がどのような手続でそれを決定していくのかという点についても非常に難しいところがございます。

そういった点で、現時点では、一律に成年被後見人に対しては選挙権を付与するというようにしたものであります。

先ほどお話がありましたように、成年後見制度を利用している人、またそれを利用していない方も、利用すると選挙権がなく、利用しないと、同じ能力があつても選挙権を付与されるといふ、公平性といった点からも一律に選挙権を付与するというのが適当だというふうな判断したものでございます。

○村上(政)委員 この一律に回復した後に、法案が成立した後に、今夏、参議院議員選挙が予定されているわけですが、選挙権を回復した、そのことについて、成年被後見人本人あるいはその家族、そして介護施設の方々といたつた多くの関係者に対して周知を行つていかなければならないと思ひます。

今般の選挙権回復というのは極めて前向きな話でありますので、ぜひ多くの方々に知つていただくと、そして、多くの方々に選挙権を行使していただくということが必要になってくると思ひます。が、今回の制度改正をどうやって周知していくのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○米田政府参考人 お答えいたします。

今回の制度改正が実現をいたしますと、主に三つの点について周知が必要になってくるというふうな考えをいたします。

まず第一は、この成年被後見人の方が、新しく選挙人名簿への登録が必要になってまいりますので、これらの事務が確実に行われますように、都道府県それから市町村の選挙管理委員会への周知徹底、これが第一番目でございます。

第二番目は、指定病院等の不在者投票におきまして、外部の第三者立会人の設置等、不在者投票の公正な実施についての規定が盛り込まれておりますので、この点について、この指定病院等への周知と取り組みの促進といったことが必要になってくるというふうな思ひます。そして、第三番目が、この成年被後見人の方、

それからその他の関係者の方について、新たに選挙権が行使できるといった点についての改正内容の周知啓発が必要になってくるというふうな考えをしております。

ただ、この第三点につきましては、特定の成年被後見人の方だけについて周知をするという方法は、これはプライバシーにかかわるような問題もございまして、むしろ全国民に対して周知をするという方法が適当ではないかというふうな考えをしております。

したがって、その方法といたしましては、新聞、それからネットといった各種の媒体を利用するといった点を中心にならうかと存じます。以上です。

○村上(政)委員 今の選挙部長の答弁の中で、一つ目の点について、さらに詳しく伺つていきたいと思ひます。

選挙権を實際に行使できるようにするために、選挙権が付与されるこの成年被後見人の方々を選挙人名簿に登録する作業が必要になってくると思ひます。

現在の数字としては、約十三万六千人の方々がこういった対象者になる。こういった方々を實際にどのように選挙人名簿に載せて、そして滞りなく選挙に向けて選挙事務を遂行していくのか、この点について伺いたいと思ひます。

○米田政府参考人 まず、現行の制度についてちよつと御説明を申し上げます。

現在、選挙人名簿を管理しております住所地の市区町村の選挙管理委員会は、成年被後見人であるため選挙権、被選挙権の欠格条項に該当する方については、本籍地の市区町村長からの通知、もしくは前住所地の市区町村の選挙管理委員会からの通知等により把握しております。その情報により、選挙人名簿、在外選挙人名簿に表示を行った上で、登録をしないという取り扱いを行っているわけでございます。したがって、現在でも、住所地の市区町村の選挙管理委員会は成年被後見人の方々に関する

う理解でよろしいでしょうか、もう一度お願いいたします。

○米田政府参考人 その点につきましては、ちよつとわかりかねます。

○井出委員 現行法にのつとてやつていかなければいけない、そのところは非常によく理解をするんですが、今回この裁判がなければ、恐らくこういった法改正はなかつた。

過去の議事録を見ますと、控訴されている理由は幾つかこれまでの答弁でもあるのですが、その中で、今回、東京地裁の判決は、原告本人個人に次回の選挙権を認める内容だつた、ほかの十三万六千人の皆さんへのもではないというような、そういった政府の答弁もあつたんですが、今各党一致で法案が出ている、成立は間違いない、こうした状況が整つている中で、控訴を取り下げなければ、仮に原告に選挙権が与えられることになつたとしても、一番の問題提起をしてくれた原告御本人にその裁判を引きずらせたまま参議院選挙に入ることになつてしまふのではないかと私は危惧をしております。

ですから、ほかの委員の方も、控訴の取り下げについて少し考えてほしいというような御意見、きょうもありました。これまでも、判決以降、多くの先生方がそういったことを述べております。私は、状況もこれだけ整つていないんじゃないか、控訴をぜひ取り下げてくださいたいと思つていますが、もう一度御答弁をお願いいたします。

○米田政府参考人 控訴を取り下げた場合でございますけれども、これは、この東京地裁の判決が、現行の公職選挙法の規定を違憲である、まさに立法裁量権を超えたものであるといった判断でございますので、この判断を確定させることとなる控訴の取り下げは、国としては予定はございません。

○井出委員 この法律が成立をすれば、七月の参議院選挙に向けて、先ほど選挙部長も御答弁をさ

れましたが、国として、公正かつ適正な選挙をやつていく、法律をしつかりと、今度はこの新しい法律を現行法としてやつていく責任が総務省、国にはあると。その一方で控訴を取り下げないというのには、私はその姿勢に矛盾を感じているのですが、そのあたりはいかがでしょう。

○米田政府参考人 私どももいたしましては、この成年被後見人に選挙権をどのように与えるかといった問題につきましては、立法裁量の中の問題であるという主張をしているわけでございます。これを、控訴を取り下げることになりますと、東京地裁の判決が確定をし、違憲だ、まさに立法裁量の中にはないという判断を確定させるということになります。これは、現在、まさにその法の成立とは全く矛盾するものではないというふうに考えております。

○井出委員 私、きょうの議論は、参議院選挙に向けてスピード感を持って議論をしていかなければいけない、そういう思いが各党あつて、きょうここに至つていくわけですが、きょうは、ですから、総務大臣はどうしてもいらつしやれない、ただ、審議を急がなければいけない、それは十分わかつております。

しかしながら、今までそういった判断能力がない人に選挙権を与えてこなかったものを認めていくという大きな転換がある中で、先ほど委員の方からもお話がありました、私は、これだけの大転換を、通常の周知というものでは到底足りないんじゃないか、政府の見解として、これからこの成立した新しい法を現行法としてしつかりやつていく政府の責任として、新しい見解をしつかり示すべきではないかと思つていますが、政府の見解をお伺いいたします。

○米田政府参考人 今回の成年被後見人の問題につきましては、まさに選挙権、被選挙権という、民主主義の土台である選挙制度の根幹にかかわる問題でございます。その点についての取り扱いが変わつたというふうなことでございますので、私

どももいたしまして、これは、全国民に対して、この改正の内容について知つていただく必要があるというふうに考えております。そのような周知と申しますか、投票参加の呼びかけも含めまして、これから進めてまいりたいというふうに考えております。

○井出委員 先ほど少しお話をいただきましたが、政府としては、なかなか反省、謝罪というわけにはいかない、裁判も控訴を取り下げるわけにはいかない。ただ、しかし、その周知、政府見解というところは、今お話があつたように、しつかりやつていただきたいと思つております。

最後に、副大臣にお伺いをしたいと思います。その周知のところ、まず、今、東京地裁の一番の問題提起をしてくれた原告の方、また、ほかにも三つの裁判があると聞いております。また、過去の経緯を見れば、過去に四十一万人の皆さんの署名を集めた、全日本手をつなぐ育成会という団体の皆さんが二二年にその規制の撤廃を求め署名を四十一万人分提出されたと聞いております。そうした方々への誠意ある対応が必要だと思つていますが、副大臣、いかがでしょうか。

○坂本副大臣 繰り返しになる部分もありますけれども、お許しいただきたいと思つております。選挙権、被選挙権につきましては、先ほど選挙部長もお答えいたしましたように、民主主義のまさに土台である選挙制度の根幹にかかわる事項であります。成年被後見人の方の選挙権、被選挙権の取り扱いにつきましては、ノーマライゼーションの精神からも重要な課題であるというところは、私たち、全て認識をしておりますので、ござい

ます。ことしの夏には、七月には任期満了を迎えます参議院通常選挙が予定をされております。総務省といたしましては、今回の法案が成立した際には、全国の選挙管理委員会と協力し、さまざまな広報媒体を活用しながら、新たに投票ができるようになる成年被後見人の方々へ、改正の内容の周知と、投票参加の呼びかけについて、遺漏なきよ

う取り組んでまいります。

それから、投票事務が行われます全国の現場におきましても、成年被後見人の方々に円滑に投票していただくとともに、公正かつ適正に選挙が行われるよう、全国の選挙管理委員会に周知徹底をし、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思つております。さまざまな団体、そのほかの方々にもしつかりとした周知、広報活動をしてまいりたいと思つております。

○井出委員 周知、政府見解を示していくところは、今副大臣おつしやられたように、副大臣、大臣、その政治の方のリーダーシップで引き続きやつていただきたいと思つております。私からの質問を終わります。きょうはありがとうございました。

○保岡委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。選挙権、参政権というのは、国民の基本的権利であつて、全ての国民にひとしく保障しなければならぬものであります。その意味で、今回の公選法の成年被後見人に係る選挙権、被選挙権の欠格条項の削除、これは当然でありまして、もつと早くから実現すべきものであつたと思つております。

日本共産党は、成年後見人制度の導入のときからこの問題点を指摘してまいりました。約十三万六千人とも言われる方々の選挙権回復について、国会審議等で取り上げ、選挙権の回復をと主張してきたところでございます。そこで、提案者の塩川議員に、これまでの審議経緯も踏まえて、今回の改正についての思いを伺いたいと思つております。

○塩川議員 佐々木委員にお答えいたします。我が党、日本共産党は、成年後見人制度の導入時からこの問題点を指摘し、選挙権回復について国会審議等で繰り返し取り上げ、早い選挙権の回復をと主張してまいりました。公選法の成年被後見人に係る選挙権、被選挙権の欠格条項の削除は当然であると考えます。